

障がい学生支援センター要項

（設置）

第1条 名城大学（以下「本学」という。）に、障がい学生支援センター（以下「本センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 本センターは、障害者差別解消法に基づき、障がい学生への差別的取扱の禁止及び合理的配慮の提供について支援することを目的とする。

（業務）

第3条 本センターは、前条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1） 障がい学生の修学支援に関すること
- （2） 障がい学生の入学に関すること
- （3） 障がい学生の進路に関すること
- （4） 教職員、学生等に向けた障がい学生支援の啓発活動に関すること
- （5） 障がい学生のための環境の整備に関すること
- （6） 障がい学生支援体制に関わる連携・協力に関すること
- （7） その他本センターに必要な事項に関すること

（センター長）

第4条 障がい学生支援センター長（以下「センター長」という。）は、学長の命を受けて本センターの業務を総括し、代表する。

（委員会）

第5条 本センターの業務に関する基本事項を審議し、実施するために、障がい学生支援センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） センター長
- （2） 学務センター長
- （3） 学部等から選出された教育職員 各1名（理工学部については2名）
- （4） 独立研究科から選出された教育職員 各1名
- （5） 教職センター教育職員 1名
- （6） 障がい学生支援センター事務部長
- （7） 入学センター事務部長
- （8） 学務センター事務部長
- （9） キャリアセンター事務部長
- （10） 障がい学生支援センター課長
- （11） 保健センター課長
- （12） その他、委員長が必要と認めた者

3 前第3号、第4号及び第5号の委員が委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により定める。

(任期)

第7条 第5条第2項第3号、第4号及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の委員の出席により成立する。

4 委員会は、第3条の各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、障がい学生支援に係る課題を抽出し問題解決を図るため、センター委員会にワーキンググループを置くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、本センターが分掌する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、センター長は、本センターの業務及び運営に関し、緊急性を要する場合、必要な事項を別に定めることができる。

2 前項によりセンター長が定めた事項について、事後に委員会の了承が得られなかった場合は、その時点で失効する。

附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

2 障がい学生支援センター開設準備室要項は、この要項の施行の日から、これを廃止する。

附 則

この要項は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日要項)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。